

困った時こそ相互の助け合い

地区社協の事業と活動内容



かけよう一声つなごう心

千丸台地区社会福祉協議会

070-5560-5535

協賛 千丸台団地自治会

千丸台地区民生委員児童委員協議会

[千丸台地区社会福祉協議会の概要]

本会は千丸台団地1174世帯全住民をもって構成し、防犯防災交通及び環境衛生文化等、地域の自治全般を司る千丸台団地自治会と地域での活動分野を分担し、助け合いの精神を基本に、地域見守り事業をはじめ在宅での自立支援を柱とする地域福祉全般を担い、互いの活動を尊重し、競合する事無く連携して地域住民の安全安心と幸せを守ると共に、地域の更なる発展に寄与するものです。

[千丸台地区社会福祉協議会の歴史]

昭和39年	港北区新井町及び上菅田町に県営千丸台団地創設1期入居開始。
41年	3期入居で完了(アパート812+テラス228計1040世帯)
43年	港北区新治地区社協に加盟。
44年	新井町・上菅田町は港北区から保土ヶ谷区に編入される。
45年	上新地区として福祉推進地区に指定を受ける。
48年	上新地区社会福祉協議会として発足。
平成元年	県営笹山・公社笹山・県営千丸台が上新地区から離れる。
2年	上記3自治会で西部地区連合自治会を発足。 同時に地区社協も上新地区を離れ西部地区社会福祉協議会としてスタートした。
12年	3自治会が遠隔地の為支部制により各自が地域に合った活動を進め 相互の活動を尊重しながら情報交換等交流を深め連携協働し運営す ることで合意。
7月	10年間の経過結果と検討により夫々が地域性を強めた活動をする事 で意見が整い解散し、個々が独立の準備に入る。
12月	保土ヶ谷区社会福祉協議会に千丸台地区社会福祉協議会設立の申請 書を提出。
	保土ヶ谷区社会福祉協議会より千丸台地区社会福祉協議会が認めら れ正式に発足現在に至る。

住民の信頼を基に住民の手による住民のための活動

地区社協の事業と活動内容

1、住民相互の温かい目で地域見守り事業情報確認と敏速対応

見守り活動

- 1) 安心訪問活動との連携＝民生委員を中心に保健活動推進員等委嘱者をはじめ自治会・地区社協の役員や推薦者によって行なっている毎月の一人暮らし高齢者や障害ある方々の安否確認のための訪問活動に、地区社協も積極的に参加し、その活動の支援を行なっています。
- 2) 花一輪訪問活動＝一人暮らし高齢者をはじめ高齢世帯に児童部会手作りの花をお届けしながら安否確認と共に対話の機会をつくっています。花のない期間は購入して年間平均に訪問機会をつくっている、年末にはお一人暮らしの方全員に葉牡丹をお届けしています。(高齢福祉部会)
- 3) 配食サービス＝週1回の配食サービスで安否の確認と対話による地域情報の提供などおこなっています。(食事サポート)
(各活動とも活動終了時、確認カードを提出、緊急時は即時電話で事務局に連絡。)
- 4) 地域見守りネット＝地域内一人暮らしや高齢者世帯の方々等を優先にご賛同頂ける全ての世帯を対象に(将来は全世帯登録目標)有事及び緊急時の安否確認や日常の防犯防災等の対応を容易に行なえるよう、ご本人の意思による事前登録をして頂き、申請者に関する緊急事態発生時は近親者や友人・民生委員等(申請書に登録されている方)で情報を交換し、万一の時には指定の鍵で入室して確認を行なうもので、プライバシーを守りながらも、人命の尊重を第一に勧める活動です。
* 鍵は本会所定の袋に收めご本人の割り印の上本会(一括保管)でお預かりいたします。但し信頼出来る地域の方にお預け頂き、預かり者を登録して頂いても結構です。お問い合わせやご連絡は 070-5560-5535 事務局へ
- 5) その他諸行事開催のお知らせなどの時にも安否の確認をさせて頂いています。
(案内状の手渡し出欠確認対話の励行等)
- 6) 近隣住民や友人知人による相互見守りとその情報提供への意識向上の促進。

情報の管理運用活動

- 1) 現状に合った緊急対応
- 2) 民生委員との連携による行政並びに関連機関への早期対応。
- 3) 地域情報連絡会＝隔月1回地域民生委員と地域ケアプラザ並びに区福祉保健センター職員・区社協職員その他との情報や意見交換を行い、フォマル・インフォマル

等のサービス対応をはじめ住民個々への対策検討を含め地域福祉の向上を計る。

- 4) 見守りネット通報=不自然な事・一寸と変だ・ささいな事でも、気付いたり見かけた時は速やかにご連絡ください 070-5560-5535 地区社協又は
地区社協事務局 383-1287、
自治会事務局、381-7788 三者の何れかに
地区民協事務局 381-8006 又は地域内民生委員にご連絡ください

2、自助・共助・地域が在宅自立支援事業生涯安心の地域へ。

先ずは自分の努力からスタート、更に助け合って負担を二分。

- 1) 配食サービス活動=毎週1回、木曜日の夕食をお届けしています。1食350円。
10余年変わらぬ内容の良い弁当です。予約制（食事サポート）
ミニ食事会=月1回第一水曜11時30分から（語り合いながらの家族的な食事の場）拠点で開設しています。参加料一回400円予約制。（食事サポート）
- 2) 外出支援活動=地域内高齢者及びお体の不自由な方の市内を基準にした通院のお手伝い（登録制）を行なっています。更に車椅子や杖・カート・お風呂用椅子等の貸出等も行い緊急対応にも重宝に利用されています。（外出支援フレンド）
- 3) 生活自立支援活動=多様な事情により公的サービスが足りない方や受けられない方への相談や補助的支援並びに緊急対応等短期支援を行なっています。
- 4) 転倒骨折予防体操の普及活動=地域内高齢者等を対象にした転倒予防体操の啓蒙活動です。初心者を優先に隔週土曜日午後開催しています。1期5回で参加料300円12名程度、募集は掲示板で公募。（クリア65）
- 5) 福祉一般各種説明会及び講習会の開催。
- 6) その他支援及び相談活動。

3、次世代に夢つなぐ子育て育成支援事業大きく育てる地域力

- 1) 子育て講座の開催=ア、[人形劇に挑戦（紙芝居）] 活動を通じ、体験と異世代交流等による人としての成長を目指します。
イ、[種まきから収穫まで] 子どもの成長を花とともに～収穫の花を高齢者宅へ。（児童福祉部会）
- 2) 子育てサロン [アンパンマン]への支援活動。平成15年6月、必要性を感じておられた子育て中のお母さん方との連携で発足し、今はお母さん方の手で運営されていますが、高齢者をはじめ地域との連携を深め相互が利害を共有し、共存の社会構築を目指しています。
- 3) 学校支援活動=児童生徒の登下校見守り等の安全対策並びに学習応援等の人材提供などによる地域としての学校支援。
- 4) 健全育成活動=声かけを中心に地域が持つ教育力をもって非行防止につなげ、学校

が本来の学校教育に専心出来る地域環境の構築をめざしています。

- 5) 児童生徒の福祉教育推進へ、ボランティアの受け入れ。
- 6) 児童生徒支援活動＝多様な条件により恵まれない児童生徒への支援をおこなっています。日常的な見守り・相談・指導支援等も含め在庫用品の贈与及び本会が設置した「児童生徒支援基金」の管理運用も行なっています。
- 7) 学校家庭地域連携事業その他への参画。

4. 笑顔が満ちる街地域交流事業助け合える関係づくり

- 1) ふれあいサロン＝週2回、火曜日・金曜日の午後1時から4時迄福祉拠点（元駐在所隣り）を開放し、皆様の交流と憩いの場として開設。高齢者から子どもまで仲良く楽しめます。
囲碁将棋、マージャン、各種手芸、貸し本、テレビ観賞他。誰でも自由にご参加頂けます又室内には福祉などの資料も展示、お茶も飲めます。お使いの途中など気軽に立ち寄りください。（ふれあいサロン）
- 2) ミニ懇談会＝改めて近隣住民同士の関係構築を願い、地域の希薄化を防ぐ事を念願に開催しています。案内が無くとも65歳くらいから対象となっています。ご近所お友達お誘い合わせお一人でも多くのご参加をお待ちしています。（高齢福祉部会）
- 3) 高齢者ご招待食事会＝旬の食材を生かした手作りの食事と子ども紙芝居等の余興で地域住民の交流を図ります。対象者にはご案内状でお知らせ。（食事サポート）
- 4) 高齢者ご招待茶話会＝【居ながら日本全国銘菓の食べ歩き】をテーマに毎回北海道から沖縄の隠れた銘菓を選びご賞味いただいています。（食事サポート）
- 5) 福祉バザー＝自治会文化祭と共に毎年11月に開催。福祉色豊かに2つの商店会をはじめ、ケアプラザを中心に地域に関する10余の介護サービス事業者さんのご支援（福祉バザー支援会議）のもと住民の交流と福祉への意識を高められ、強いては遅れがちなこの地域の福祉発展への発祥事業に成ればと感じ開催しています。普段ヘルパーさんに委ねている買い物を自分の目で確かめ自分の手で買える喜びの晴れやかな笑顔、協力参加の中学生ボランティアの活気に満ちた売り声が祭りを盛り上げ内容の濃さに大きな役割を示してくれています。
更に住民有志からお寄せ頂いた多くのご寄贈品によるバザーも参加者に好評で活動資金にさせて頂いています。

5. 身近な情報を正しく広報活動必要資料の早期提供

- 1) 機関紙【ささえあい】地域の声を満載して年間2回発行。
- 2) 回覧【地区社協かわら版】毎月発行。（広報部会）
- 3) 住民の生涯教育及び地域福祉への意識向上のための啓蒙活動 その他。

6. 労力・資力の乏しい街の再生へ地域活性化事業小さくとも夢を重ねて進もう

1) ほど我や区社協賛助金へのご協力のお願い=毎年2月頃皆様のご協力を頂き行なっている賛助金の60%が還元され千丸台地域の活動に活用させて頂いています。残る40%も区社協の支援事業としてこの地域の多くの方に活かされています。

2) 癒し環境整備活動=何事にも疲れることの多い現在社会、精神の疲れを癒し正常心を守れる地域へ、団地のスラム化防止目的も含めはじめました。21年度までの第1期目標を入り口バス停より記念公園までの歩道とハイツ1号棟寄り斜面の整備に着手致しました。帰り着いてホッと出来る環境、皆が笑顔で行き交い、寛ぎを感じる環境を目指しています。

お願い 植えた花木の引き抜き・お菓子の空き袋等ごみの投げ入れや傘などでなぎ倒したりした悪戯はお止めください。皆様のご協力ををお願い致します。

3) 資金の確保=助成金などに頼ってきた活動資金もここ数年来、地域住民の皆様からの献品によるバザー及びボランティアさんによる模擬店収益が予算化出来る様になりましたが、出店ボランティアさんの増員など課題も多い。

4) 担い手の確保=活動量の増加と共に担い手の高齢化による人手不足が年を追って厳しく、児童生徒の地域参加も含め地域力強化策を検討しなければならない。

5) 連携協働事業の構築=地域内外友好団体並びに行政及び関連機関との連携・協働事業の推進 その他。(見守りネット)

6) 行政及び関係機関への渉外活動、及び調査研修の推進。

7) 内部研修、講習会、説明会等の開催。

8) 災害等事後予防対策=災害発生後の住民の生活維持に地域として最小限出来得る対策を実現に向け検討しています。

備考 下線つき大文字の活動は重点活動です。

かけよう一声 つなごう心

地域にお住まいの全住民の皆様が本会の会員です。

全ての活動のご利用も、活動にご参加頂く事もできます。

お気軽に事務局まで 070-5560-5535 (383-1287)

本会の活動や運営等についてもご意見ご要望をお寄せください。

緊急時 貴方を守れるように

地域見守りネット登録申請受付中

最近お一人でお住まいのご高齢者・お身体のご不自由な方や弱い方。お二人でお暮らしでもご高齢世帯や諸事情により不安を抱えて居られる方々から、日々安心の出来る生活をお求めの声があがめてまいりました。

扉1枚、鍵を掛けば防犯上は安心でも反面有事や具合が悪くなったりした時、外からの助けがまま成らない事例が多く、そんな時近隣地域として素早く対応が出来る様に日常の見守りとは別の緊急時対応の見守り方法です。

地域見守りネットとは申請されたご本人を中心に、親族・近隣の友人知人・

民生委員などで見守り網を築き早期発見、早期対応の出来る体制で臨みます。
(不信事が生じた時、ネット登録名簿人同志が連絡を取り合い所在・安否確認を行う)

メンバーの中で地域居住の信頼できる方に鍵を預け登録して頂き、緊急時に活用させて頂きます。但し名簿人以外の方には表示できません。

鍵は ビニール袋に入れ地区社協指定の紙袋に収めご本人と民生委員の封印をして依頼者に預かって頂き目的外の使用は出来ません。

お問い合わせお申し込みは 担当民生委員又は

千丸台地区社会福祉協議会事務局 383-1287 へお気軽に

* この見守りネットは千丸台地区独自の活動です。

* この活動は申請された方の見守り及び緊急対応を目的にのみ活動致します。

* この活動は守秘義務を基本に行います。

千丸台地区社会福祉協議会

千丸台地区民生委員児童委員協議会

地域では日々あらゆる機会を通し、皆様の見守り活動を勧めていますが更なる充実に向け、お気軽にご意見をお寄せください。

見守り、助け合いは 先ず近隣から かけよう一声 つなごう心

地域見守りネット登録へのおすすめ

日々の情報で皆様既にご周知のように、希薄化がすすむ近隣、地域社会から離脱し誰にも見守られる事もなく惨事に至っている多くの事例を見聞し、当会では、生涯をこの地で安心してお過ごし頂けるように地域として出来得る限りの見守りと在宅支援活動を勧めて参りました。

しかし超高齢化及び障害ある方々の増加に加え、昨今の社会環境の悪化により扉を閉ざし日々の交流も途絶えがちとなり、緊急時の対応も儘ならず大事に至る事例も現実の事となって参りました。

地区社協では地区民生委員協議会及び自治会と連携し地域での見守りの更なる充実を願い表記ネット（見守り連絡網）の強化を計り、ご本人は勿論のこと、ご本人の信頼される遠近親族や近隣の方々も含めた安心連絡網を築き、有事の場合も含め、敏速・確実な対応をもってお互いの安心につなげたいと考え登録のお願いをさせて頂きました。

全ての活動は発見から始まります。あなた自身をお守りする目的の活動です。

内容

- * この票は登録後、当地区社会福祉協議会にて他人の目に触れることなく保管し、使用時も名簿に記載された者以外の人の目に触れる事なく運用されます。
- * この票はご本人の見守り（安否確認）及びその時に生じた緊急対応等、次の各事項の発生に応じ運用致します。
 - A、 ご本人の安否が不明で異常が感じられる時。
 - B、 " の近親者（上記登録者）から安否確認の要請が有った時。
 - C、 " の近隣・友人から安否確認の要請があった時
 - D、 " から要請のあった時
 - E、 " に関わる行政及び機関並びに介護サービス事業者との連絡調整。
 - F、 " に関わる介護サービスの地域支援活動との連絡調整。
 - G、 その他ご本人に関わる緊急事態発生と思える場合の対応。
- * 万一に備えご自宅の合鍵を信頼出来る近隣住人にお預けください
(社協指定の袋に入れご本人封印)
 - A 地域内居住の近親者、又は友人等、及び地域担当民生委員他
 - B 合鍵の使用はご本人の緊急性を感じられた時及び有事時以外は使用いたしません。
 - C " " は複数人により行う。
 - D " は通常ご本人印による封印袋に入れ保管して頂きます。

上記項目に従い個人情報の守秘を基本に適正な運用を計ります。

千丸台地区 社会福祉協議会
千丸台地区民生児童委員協議会

かけよう一声 つなごう心

地域見守りネット 登録票

記入日：平成 年 月 日

- ◎ この票は、ご本人の意思により作成されました。
- ◎ この票は、ご本人の見守りおよび緊急時の対応等、ご本人に係わる事にのみ使用します。
- ◎ この票に、書かれた内容は、この票に書かれた方および見守りネット関係者以外には開示いたしません。
- ◎ お預かりした鍵は、ご本人の印による封印をして、ご本人の緊急対応および有事の場合以外は使用いたしません。

千丸台地区社会福祉協議会 070-5560-5535

383-1287

■ 本人

ふりがな 氏名		生年月日	(明・大・昭) 年 月 日生	血液型
住 所	千丸台 アパート・ハイツ 棟 号室	電話番号		

■ 緊急連絡先 *鍵の預け先には、○をつけてください。

鍵	氏名	続柄	電話番号	住 所
近親者				
近所				千丸台 アパート・ハイツ 棟 号室
				千丸台 アパート・ハイツ 棟 号室
		民生委員		千丸台 アパート・ハイツ 棟 号室
		ケアマネ		

■ かかりつけの医院・医師名

病院名			電話番号		
医師名		病名		飲んでいる薬	
病院名			電話番号		
医師名		病名		飲んでいる薬	

上記の内容で見守りネットに登録します。

(本人・親族) 氏名 :

(印)

地域見守りネットへのご協力のお礼とお願い

前略 この度は千丸台地域見守りネットにご協力を頂き誠に有り難うございました。心より厚くお礼を申し上げます。

別紙の申請書により貴方様をネットのお一人として登録させて頂き、申請者の見守りをより確かなものとして参りたいと念じております。

尚 社会は人権・プライバシー尊重論の高まる中でのこの活動は、益ます高齢化の進む当地域として、

何よりもおひとりお一人の**人命を守る**を目的とする地域上げての取り組みである事のご理解と共に、今後のご協力の程切にお願い申し上げます。

活動は申請者の安否に疑問や不安が生じた時、ネット登録者間での情報交換から始めます。

例 *遠くの親族が電話をしても本人と連絡がつかないので調べて欲しいと民生委員へ

*近隣の人から新聞が取ってないので心配、其方に行っていないかと近親者へ

その他 異常異変を感じた近所友達等からの住民情報も含め、全ての情報を地区社会福祉協議会事務局に集約し、民生委員等と共に複数で早期対応をさせて頂きます。

緊急通報先 070-5560-5535

活動により得た情報は一切口外なさらないようお願い致します。

ご意見・ご質問はお気軽に地区社協事務局までお寄せください。

主催 千丸台地区社会福祉協議会事務局 045-383-1287

千丸台団地自治会事務局 045-381-7788

千丸台地区民生委員協議会事務局 045-381-8006

安心と安らぎある地域へ かけよう一声 つなごう心

樣

見守りネット登録内容変更のお知らせ

ご登録頂いています _____ 様 (アパート・ハイツ 棟 室) の登録

内容が次ぎの通り変更となりましたのでお知らせ致します。

I、登録の取り消し

ご本人（親族・代理人）から申し出で（理由_____）がありましたので
_____様の本会見守りネット活動を停止させて頂きます。

尚登録を解消された登録票は速やかにご返却又は細かく裁断の上ご処分頂き個人情報の保護に充分ご配慮頂け益すようお願い申し上げます。

2、登録名簿の一部変更

A) 緊急連絡先及び近親者は _____ 様から

県 市郡 町 番地 号
様TEL() 一 へ変更。

B) 鍵の保管者は _____ 様から

新井町、上菅田町 番地 千丸台 棟 室
様TEL() 一 へ変更

C) 担当民生委員は 前任の 様から

新井町、上菅田町 番地 千丸台 棟 室
様 T E L () 一 へ変更

3. **変更年月日** 平成 年 月 日より登録

上記の変更がございましたのでご協力頂いています皆様にお知らせ致します。

お手数ですがお手元の登録票に変更部分のご訂正をお願い致します

ご協力誠に有難うございます。

平成 年 月 日

千丸台地区社会福祉協議会

會長

様

地域見守りネットへのご協力のお願い

前略 時下ますますご清栄のこと心よりお慶び申し上げます。
平素は当団地居住の皆様のため、何かとご便宜をお計り頂くと共に団地に於ける各種事業にご支援を賜り誠に有難うございます。
ご周知の通り、創立から44年経過の当団地は市内でも平均値を遥かに超える超高齢地域に加え、お身体のご不自由な方等のお一人暮らしが年を負う毎に増加して参りました。その現状から発生する多くの課題の中で千丸台地区社会福祉協議会では自治会並びに民生委員協議会と連携し「地域見守りネット（別紙参照）」をスタート致しました。現在100名を越える登録があり、更なる対象者の確認と内容の拡充に向け推進を計っているところですが、この活動をより効果的に進めるために皆様方のご支援を頂きたく、ご協力方お願いを申し上げる次第でございます。

お願いの内容は【皆様がお仕事上、配達等で訪問の機会のある時、新聞が取っていない、何時も開いているカーテンが閉まっている、異様な匂いがする等の不自然な状況並びに不信や異常を感じられた時お手数でもご連絡を頂き、地域が素早く対応する】仕組みです。

近年増加傾向にある【孤独死】についてもこの地域も例外でなく、個人情報を守りながらも**人命尊重を最優先**にした地域対策の一環として始めた活動です。

何卒趣旨をご理解頂きご協力頂けますよう心よりお願い申し上げま

尚 この活動の趣旨にご賛同頂きました方々のお名前は機関紙等に掲載、地域に周知させて頂きますので予めご了承ください。

貴店、貴企業の益す益すのご繁栄ご発展並びに皆様方のご健康をご祈念申し上げ、お願いの言葉とさせて頂きます。

敬具

平成20年 6月 4日

千丸台地区社会福祉協議会 会長 南出 俊男



070-5560-5535 又は 383-1287

千丸台団地自治会

会長 長谷川昭英

381-7788

千丸台地区民生委員協議会

会長 古川堰一郎

381-8006

千丸台団地のみなさまへ

地域見守りネット拡充へのご協力のお願い

この地域独自の取り組みとして昨年度スタートした『地域見守りネット事業』は、横浜市の理解と支援のもと、このたび保土ヶ谷区福祉保健センター及び上菅田地域ケアプラザと協働して、行民一体で取り組むことになりました。

見守りネット拡充に向けて・・・

- * 地域見守りネットの登録申請を更に促進します。
(地域見守りネットの詳細・登録方法については裏面をごらんください。)
- * 近隣での見守り体制を強化し、地域住民相互の安心を目指します。
- * 訪問事業者等による協力支援体制を確立し、より確かな見守りを目指します。
- * この見守り事業は個人のプライバシー保護を基本に活動しますが、何よりも身体擁護、更には生命の安全を最優先に活動致します。
- * 登録された方々の安全を願い、万一に備えた室内からの緊急通報機器の取り付けを行います。

 **(みどり) の回転灯 は
助けを求める合図です！**

ご登録されているご家庭のベランダや窓付近に、このような回転灯を設置します。

点灯しているのを発見した時はもちろん、地域で異常や不自然な状況を発見した時は、至急下記までご連絡を！



千丸台地区社会福祉協議会事務局 383-1287

千丸台団地自治会事務局 381-7788

千丸台地区民生委員児童委員協議会事務局 381-8006

地域見守りネット登録申請受付中

地域見守りネットとは・・・

最近、お一人でお住まいの高齢者・お身体の不自由な方、あるいはお二人でお暮らしでもご高齢世帯や諸事情により不安を抱えておられる方々から、日々の安心できる生活をお求めの声が増えてまいりました。

地域見守りネットとは、申請されたご本人を中心に、親族・近隣の友人知人・民生委員などで見守り網を築き、早期発見・早期対応を目指すシステムです。地域居住の信頼できる方に鍵を預けて登録していただき、緊急時に活用できるよう備えます。なお、緊急時に速やかな対応ができるよう、みなさまからお預かりした鍵の一括管理に向けた準備も進めています。

登録方法は・・・

- 所定の登録用紙に、必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- * 近親者（兄弟・子ども等）の氏名・住所・電話を複数ご記入ください。
 - * ご近所でのお友達や信頼できる方複数をご記入ください。
 - * 地域内の信頼できる方に玄関ドアの鍵を預け、その方をご記入ください。
(鍵は所定の二重袋に入れ、ご自身の印で封印の上預けてください。ご本人の緊急対応及び有事の場合以外は使用致しません。)
 - * かかりつけの医療機関、病名、現在のケアマネージャー、血液型もご記入ください。

◆◇◆ この資料は、他に漏れることは絶対にありません ◆◇◆

登録の申請・お問い合わせは・・・

千丸台地区社会福祉協議会事務局

383-1287

平成21年度 事業計画

千丸台団地自治会の合言葉 ~

今日のあいさつ明日の笑顔

上下階段両どなりのまち…みんなが安心して住める助け合いの団地

千丸台団地は近年、県営住宅の居住区として他の地区より先駆け多種多様の活動を進めています。行事は手作りながら、住民の顔が見える事業を企画し、又、児童関係も同じく学校では出来ない、地域の協力で昔ながらの知恵を組み入れた行事も開催しています。自治会活動の親睦は「住み良い地域社会」を目指してゆくところにあります。どうぞ今年も皆様方のご支援ご協力を宜しくお願ひ申し上げます。

◎ 環境、緑化整備事業

平成21年度も引き続き県、保全協会と連携し、各棟・ブロック毎の補修繕等、団地全体の要望書の折衝を行ないます。

- ☆ 樹木の剪定、枝下ろし、草刈り等～幹事会、各委員会で協議し予算との関連を検討しながら実施いたします。
- ☆ 毎月、第三日曜日（雨天時は翌週）の大掃除、一般清掃活動等は従来通り実施いたします。
- ☆ 分別ゴミに伴う不法投棄等の防止策として看板、巡回パトロール等設置、実施を検討いたします。
- ☆ 樹木の枝下ろしについては千丸台団地は「記念公園（アパート27号棟横）、千丸台アパート・ハイツ各公園、通学路等」数多くの枝下ろし場所があります。アパート・ハイツを巡回し、その都度障害が発生しないよう。緊急で対処時は自治会で処理しています。又、草刈、剪定の活動は団地居住者で経験有志者を募る事で環境事業に参加協力をお願いしています。
- ☆ 每月、第3日曜日の大掃除、公共の場所、団地周辺の一般清掃活動は従来通り実施いたします。
- ☆ ゴミの分別、不法投棄、公衆マナー等の研修、指導等は各委員会を開催し、周知いたします。

◎ 自治会費、共益費

平成21年度会費については値上げは致しません。今後は環境整備、樹木剪定、草刈り等の労務人件費、涉外管理費等、事業計画のあり方も必要だと思います。地域社会の変貌で労力の提供に対する報償費の支出は不可欠です。今後の自治会運営にご理解ご協力を宜しくお願ひします。

※ アパート・ハイツに新入居する方で自治会の会費についてご理解されていない方がおります。近年ハイツは立替時の設備、構造の相違等、アパート地区は45年前の構造で月日が経過して自治会の共益費の在り方も見直し時期です。しかし、千丸台は超高齢地区で共益費の値上げは現状では困難です。ハイツ、アパート、各棟・ブロック毎で負担する費用も公平に配慮しなければなりません。自治会では幹事（代表）会、自治会便りで、その都度会費等の問題は広報し、新しく入居された方には代表の方が説明する様に周知しておりますので必ず相談、連絡して下さい。又、年度始めに決算書を住民代表に配布しています。（5月総会時）

◎ 災害対策について

平成21年度は保土ヶ谷消防署西谷出張所の協力による総合防災訓練を実施します。
(平成22年2月21日) (日曜日) の予定) 災害時の救助活動、救命講習会等、団地内地区別訓練を実施、防災資機材の整備、水、食料等の備蓄、保管等して参ります。

- ☆ 各ブロック毎小訓練は6月、8月、10月、22年1月（各月とも第3日曜日）に実施いたします。（予定）
- ☆ 千丸台団地の避難場所は新井小学校です。（防災拠点）
- ☆ 防災拠点とは、地震の発生、家屋の損壊・倒壊し避難が必要な住民の皆さん的生活拠点として一定期間の避難場所です。
- ☆ 委員は～地域（自治会、町内会）の代表者、小学校の職員、区役所の職員。
- ☆ 新井小学校防災拠点の総合訓練は10月18日（日）実施（予定）。

○ 防犯パトロール、交通安全、防犯講習会について

- ☆ 団地近隣地域の防犯パトロールを毎月2回実施します。（防犯交通委員会）
路上駐車の調査、警告指導、公園、駐車場、建物内の不審者発見の活動。
- ☆ 交通安全教室、防犯予防講習会開催（9月第4日曜日・12月第2日曜日）予定
- ◆ 神奈川県安全防災局～安全安心まちづくり推進課
自主防犯パトロールを17年度に立ち上げ活動しています。又、青色回転灯装着によるパトロールを毎月2～3回団地周辺、巡回活動を行なっています。

○ 高齢化社会について

- 婦人部主催の敬老会を9月20日（日）開催いたします。又、皆さんのが思い出に残る行事を企画し、「なかまをつくろう」助け合いのネットワークを広げます。
- ※ 高齢者名簿については70歳以上を対象に依頼を致します。

「名簿についてお願ひ」
千丸台はご承知の通り団地世帯の半数までが高齢世帯と言つても過言ではありません。年々増加する孤独死。自治会では社会福祉協議会と連携し見守りネットワークを実施しています。しかし住民一人ひとりまでは情報が伝わらないとのと、内容についてご理解されてない方が大勢います。「隣は何をする人ぞ」…
名簿は個人情報として重要な役割を持っています。人命に関わること、事故や不慮の災害には大切な情報です。緊急用名簿として皆様方のご理解とご協力をお願ひ致します。
※ 「名簿の取り扱いについて」個人情報保護法が施行されています。自治会活動では福祉サービス事業で敬老会、又、民生委員活動としての緊急用名簿の作成は不可欠です。使用については民生委員、社協、自治会長が保管し、取り扱いについては注意をお願いしています。

○ 千寿会（老人会）に入会しましょう

千寿会は誕生会、茶話会、カラオケ、旅行会等、様々な活動を通じ生き甲斐、健康づくりに務め会員同士の友好を深めています。年齢の制限はありません。皆様方の入会をお待ちしています。

○ 文化、諸活動

自治会本部、各委員会の行事活動は従来通り実施致します。本部主催の行事は、さくら祭り（4月第1日曜日～予定）、千丸台ふるさと祭り（7月25日～26日予定）、文化祭&福祉バザー（11月1日予定）、やさしい朝市＆もちつき（12月20日（日）予定）、又、文化サークル、スポーツ活動等のクラブ発足を予定しております。参加ご協力をお願ひします。

※ こども映画会、想い出映画会を各月に上映いたします。
(5月・6月・8月・10月・1月・3月の第4日曜日)

○ バス旅行

※ 行き先、旅行代金等については、事前に企画し全戸に募集しますが、参加人数等で実施できない場合もありますのでご了承下さい。（11月29日（日）予定）

○ 要望事項提出、その他

- ☆ 一般整備に関する改造（道路、住環境）。
- ☆ 集会所の増改築、整備、他。
- ※ 地域周辺の諸問題を進めてゆくには住民皆さんのご協力とご理解が必要です。自治会は無論、皆さんのが住んでいる家庭、地域が平和で明るい生活を望むことに努力いたします。しかし、無関心の方が増えれば団地が荒廃し、人間関係が失われます。どうぞ地域の活動にご協力下さい。
- ※ 千丸台団地は昭和39年4月に建設され45年の歳月が流れた「まち」です。
1174世帯、約3,000名の人口で共同生活を維持管理する自治会の役割は日毎に活動、涉外、交渉事が増加しています。
地域に住んでいる事は、お互いに一人ひとりが何かに係わることが大切です。
21年度の事業は内容の見直し、地域に相応しい行事・活動を企画し皆様方が「住めば都」のまちづくりを進めてゆきます。ご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

○ 自治会の事業は、21年度事業計画・予算書を基に実施しています。

以上

千丸台団地のしおり

千丸台団地自治会

千丸台団地は神奈川県営の団地で1964年（昭和39年）に建設された共同住宅です。神奈川県営の団地は約200団地で4万5千戸を超える規模となっています。当千丸台団地は、平成4年より旧テラス住宅の建て替え工事が開始され平成14年に完成いたしました。

団地は住環境の変化で入居者から連日寄せられる相談、要望も大変に幅広い問題が多くなっています。要望や意見相談のほとんどは、日常生活に関するもので、自治会の果たすべき責務が重要になっています。

皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

自治会

千丸台団地自治会は、会長以下役員の全てを選挙（一戸一票の投票）により選出することを原則としています。

住民世帯数＝千丸台アパート1号棟～33号棟（812世帯）、ハイツ1号棟（50世帯）、ハイツ2号棟（111世帯）

ハイツ3号棟（118世帯）、ハイツ4号棟（40世帯）、ハイツ5号棟（43世帯）

総世帯数＝1174世帯

自治会の主な事業、活動

1. 会議

当団地自治会では諸会議を通じて年間の財務の決定、一般事業の決定を行い、その内容については幹事（ブロック代表世話人）、各委員会の定例会議で協議し住民に報告し事業運営を進めています。

事業活動のための幹事会・委員会の役員は、各棟・ブロックの住民が連番制（大半）で受け持っています。

2. 会費

入会金は…￥100

千丸台団地は公営住宅として居住者が使用する施設、共同で使用する外灯等の維持管理を自治会が運営を行っています。

会費は二種類に区分し、住民の皆さんのが各棟、区域の役員さんに届け、自治会の担当（会計）に納入「共益費、自治会費」しています。

共益費は…アパート＝￥450 ハイツ＝￥350

構造上、付帯設備の相違でハイツ1号・2号・3号・4号・5号棟の共益費は別収支になっています。

自治会費は…全世帯＝￥250で納入は毎月としている。

会費は…アパート＝￥700 ハイツ＝￥600 を毎月25日～5日まで幹事、又は副幹事（集金担当）に届け、収金を行っています。

※ 会費は、ポストや新聞受けに投函しても、必ず電話等で集金袋と金額の確認をして下さい。
トラブルが生ずることもあります。ご注意下さい。

共益費は…共同使用の電気・水道等の公共料金の支払い、災害対策費、清掃費、各種用具の購入等、主に環境維持費に当てられます。

千丸台団地は公團、民間住宅と違い、毎月納める家賃の中に共益費（主な支出費用は下記に参照）は含まれていません。皆さんのが管理する共同の利益（共益）は、生活環境を維持するために必要です。そのために自治会では毎年予算を計上し、諸経費を決め、支出しています。

主な共益費（共同使用の費用）

- 共同電気料金～団地内を住民が夜間、歩行に支障がないように設備された、街路灯、防犯灯、庭園灯
アパート階段灯、集会所の電気（冷暖房、その他）等の電気料金
- 共同水道料金～アパート各階段毎の足洗い場、ゴミ集積場所の水道、集会所の水道料金
- 街灯修理費～団地内周辺の街路灯、庭園灯、防犯灯の蛍光灯取り替え、配線修理等の故障についての修理補修費
- 共同薬品費～大掃除のゴミ置き場清掃時使用、樹木の害虫発生時の応急薬品費用等
- 清掃用具費～毎月の大掃除、棟・ブロック、各地区の清掃に必要なほうき、鎌、熊手、袋、その他、使用する清掃用具代
- 集会所管理費～第一集会所、第二集会所を使用するための清掃、修理、消耗品に要する費用
- 電話料負担～第一集会所、第二集会所に設置の電話の料金
- 配水管工事費～配水管の清掃料金（入居者負担区分）
- 上下水道修繕費～公共の水道設備で居住者が負担すべき修理費
- 虫害対策費～大量発生の害虫消毒の薬品、資機材借上代、作業活動費
- 環境整備費～美化活動、樹木の伐採等整備に要する資機材借上代、作業活動費

居住者は、各人が住んでいる棟の周辺、公園、道路、別に定める割り当て地区の清掃及び居住環境の改善、その他自治

会が維持管理する活動を行い、その周辺等の作業に、皆さんの参加協力が大切です。

※ 各種の活動で幹事・委員制度は、各棟住民が交代制で各役員を受け持っていますからお互いに助け合っていることがあります。自治会のこうした制度を知らない、又、忘れてしまい、いつのまにか他人任せで、迷惑をかけている場合があります。

再度、自治会の事業活動を認識しご協力をよろしくお願いします。

自治会費は自治会運営に必要な渉外費、事務費、行事、スポーツ大会等のほか、住民懇親の各行事、老人対策、婦人、児童のための諸事業に当てられています。(各部会での事業活動～参照)

3. 団地住宅等の環境整備について

当団地では、毎月第三日曜日午前8時より(雨天翌週)団地内外の清掃を実施しております。1世帯1名参加し、各棟で集会を開いています。

「ゴミ」は日常の生活ゴミと、缶・ビンの分別ゴミに別れています。

生活ゴミの収集日は、火、木、土曜日(朝8時頃まで)出して下さい。分別ゴミは収集日が生活ゴミと違います(別紙配布日程参照)ので注意して下さい。(ゴミ集積場所に掲示)

粗大ゴミ(家具、家電、冷暖房等)は「粗大ゴミ受け付けセンター」に連絡して指示を受けて下さい。

電話 045-312-0053

受付時間 午前8時30分～午後5時(月曜日～土曜日、祝日を含む)

受付内容 市内全域の粗大ゴミ収集や市民無料

搬入の申し込み・変更・キャンセル・出し方のお問い合わせなど

分別ゴミ収集が開始されています

団地内の道路は全域駐車禁止です

駐車場の確保をお願いします。又、団地内の広場、空地等は県の共有地で、違法取り締まりは同じです。

駐車場は団地内外に、千丸台わだち会、友輪会、近隣の民間駐車場があり直接申し込んで下さい。(連絡は自治会役員)

※ ハイツ1号、ハイツ2号(地下)、ハイツ3号棟、ハイツ4号棟、ハイツ5号棟、アパート一部の外は、全戸駐車場設置しています。団地住居者はハイツ駐車場の利用ができます。役員又は保全協会に問い合わせて下さい。

ペット(犬・猫)動物の飼育

飼育は禁止されています。他の居住者に迷惑をかけたり、衛生上の問題等があり、又、当団地は集合住宅で共同生活が前提です。居住者に迷惑をかけることはやめましょう。

4. 集会所利用について

当団地には第一・第二集会所の2ヶ所があり、各集会所も申し込み制で、使用については担当役員に連絡して申し込んで下さい。(集会所使用要項は集会室内に掲示)

集会所管理担当…アパート124 長谷川 381-7788

5. サークルについて

当団地では次のクラブ等が活動しています。

民謡、カラオケ、あるこう会(ハイキング)、釣りクラブ

ゲートボール、大正琴、千寿会(老人クラブ)等いつでも入会出来ます。お気軽に自治会役員までお問い合わせ下さい。

6. 居住内外での補修繕

直接…神奈川県保全協会北部出張所へ(電話 933-0591)連絡して下さい。

※ 依頼したら相手(担当)の名前を聞いて対処して下さい。

7. その他

自治会の回覧は急いで回して下さい。回覧には皆さんの身近な話題、大事なお知らせが記載されています。又、自治会として報告、連絡等もあります。必ず読んで下さい。

◎入居の心得(県営住宅入居のしおりから)

県営住宅は、公営住宅法に基づいて、神奈川県が建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し、賃貸する住宅で、その建設費や維持管理費には国や県が多額の負担をしているため、住宅都市整備公団や住宅供給公社の住宅、あるいは一般の家賃と比較し、相当低額の家賃で入居できることになっています。

このため、県営住宅の入居資格や入居後の利用についても、県営住宅管理条例などによって、いろいろ制限が設けられています。住宅入居後は、これらの規定をよく守っていただくと同時に、この住宅が県民の税金によって建設され管理される公共財産であることをよく承知されて、住宅や共同施設を大切に使用されるよう心掛けて下さい。

なお、上下階の住人と感情的問題等が生じ住宅を替えてもらいたいと申し出る人がいますが、原則として入れ替えはできません。また自治会が仲裁することもできません。普段から仲良く生活してください。

千丸台団地 活動組織構成図

